

2019年6月12日

株 主 各 位

富山県砺波市下中3番地3

日 本 製 麻 株 式 会 社

代表取締役社長 中 本 広 太 郎

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県砺波市花園町1番32号
砺波市文化会館 多目的ホール

3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第91期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第91期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. インターネットによる開示に関する事項

下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

①会社の支配に関する基本方針

②連結計算書類の注記表

③計算書類の注記表

なお、本招集ご通知添付書類および上記のウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

当社ウェブサイト <https://www.nihonseima.co.jp/>

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonseima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中間の貿易摩擦や中国経済の減速、海外経済の不確実性により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループは「利益重視」の観点から採算性のある取引へと継続的に見直しを行って参りました。今期、食品事業はレトルト関係の商品が好調に推移しましたが、マット事業は低価格車用フロアマットの販売増加による利益減少が大きく影響しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,856百万円（前期比0.8%減）、営業利益25百万円（前期比65.5%減）、経常利益32百万円（前期比57.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益0百万円（前期比98.2%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(産業資材事業)

輸出援助米用樹脂袋の販売は順調に推移しましたが、電線糸やインテリア資材といった黄麻製品の販売は減少しました。また、MAフレコン袋の販売は販売価格の低下により利益率が下がりました。その結果、売上高は719百万円と前連結会計年度と比べ16百万円（前期比2.3%）の減収、営業利益は15百万円と前連結会計年度と比べ4百万円（前期比24.3%）の減益となりました。

(マット事業)

日本国内および海外の販売は、小型車・軽自動車用フロアマットの比率が増えるなど廉価な商品が増加したため、売上高は低調に推移し利益率は悪化しました。その結果、売上高は1,875百万円と前連結会計年度と比べ34百万円（前期比1.8%）の減収、営業損失は10百万円（前連結会計年度は47百万円の営業利益）となりました。

(食品事業)

パスタは、輸入品および競合他社の影響を受けて減収となりましたが、レトルト関係の商品は、OEM生産の受注などカレーの販売が増加しました。その結果、売上高は1,258百万円と前連結会計年度と比べ20百万円（前期比1.7%）の増収、営業利益は18百万円と前連結会計年度と比べ14百万円（前期比409.7%）の増益となりました。

(不動産開発事業)

不動産開発事業は、売上高3百万円、営業利益2百万円となりました。

企業集団の事業別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		当連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
産 業 資 材 事 業	736,343	18.9	719,521	18.7	△16,821	△2.3
マ ッ ト 事 業	1,909,929	49.1	1,875,230	48.6	△34,698	△1.8
食 品 事 業	1,237,375	31.8	1,258,298	32.6	20,922	1.7
不 動 産 開 発 事 業	5,143	0.2	3,418	0.1	△1,724	△33.5
合 計	3,888,791	100.0	3,856,469	100.0	△32,322	△0.8

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において総額63百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、当社全社における新基幹システムの更新19百万円、当社食品事業における北陸工場照明設備のLED化に10百万円、マット事業における連結子会社サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドでの生産設備等33百万円の設備投資であります。なお、当該資金についてはリースおよび自己資金により賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内個人消費は緩やかな回復基調にあるものの、引き続き米中間の貿易摩擦や保護貿易政策などによるグローバル経済への影響、国内においても消費増税など先行き不透明な状況が予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、マット事業においては、デザイン力の強化に努め生産の効率化を図り競争力を向上させます。食品事業は、レトルト関係の生産体制を強化し、新商品の開発を推し進め、売上・利益の拡大を目指して参ります。

(4) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第88期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第89期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第90期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第91期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売 上 高	4,140,561	3,992,601	3,888,791	3,856,469
経 常 利 益	147,335	262,487	76,207	32,297
親会社株主に帰属 する当期純利益	55,894	119,681	51,765	928
1株当たり当期純利益	15円24銭	32円64銭	14円12銭	0円25銭
純 資 産	1,925,993	2,063,961	2,193,904	2,165,543
総 資 産	3,788,562	3,780,534	3,805,150	3,783,194

- (注) 1. 第88期は利益重視の観点から採算性のある商材の拡販に注力しました。
2. 第89期はコスト削減および生産と販売の強化に努めました。
3. 第90期は「売上・利益の拡大」をテーマに新商品の開発に注力しました。
4. 第91期(当連結会計年度)の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。
5. 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第91期の期首から適用しており、第90期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド (注)	20,000千円	99.9%	自動車マット製造販売

(注) 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット
食品事業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類
不動産開発事業	不動産賃貸業

(7) 主要拠点等

① 当社の主要な事業所および工場

本店	富山県砺波市下中3番地3
神戸本社	神戸市中央区海岸通8番
東京支店	東京都中央区日本橋小舟町3番4号
名古屋支店	名古屋市中区千代田5丁目18番19号
北陸工場	富山県砺波市下中3番地3

② 子会社の事業所および工場

(国内)

サハキット ウィサーン ジャパン 株式会社 神戸市中央区海岸通8番

(海外)

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド タイ国バンコク (本社)
タイ国サラブリ (工場)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数
産業資材事業	8名 (0)名
マツト事業	262名 (0)名
食品事業	59名 (10)名
不動産開発事業	1名 (0)名
全社(共通)	7名 (0)名
合計	337名 (10)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	4名減	46歳	13年

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	145,000千円
日新信用金庫	120,000
株式会社日本政策金融公庫	115,700
株式会社北陸銀行	50,535
株式会社みなと銀行	44,189
株式会社山口銀行	30,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	9,000,000株
(2) 発行済株式の総数	3,673,320株
(3) 株主数	5,915名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
ARGENT WISE CO., LTD.	277,085株	7.56%
トレーディア株式会社	274,600	7.49
宝天大同	169,100	4.61
藍澤証券株式会社	103,700	2.83
松並永子	100,000	2.73
中本広太郎	65,950	1.80
東京海上日動火災保険株式会社	40,078	1.09
有限会社ヨンイチヨンアート	36,500	1.00
穎川欽和	35,700	0.97
株式会社二鶴	35,700	0.97

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(6,870株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中本広太郎	サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド取締役
取締役会長	網本健二	経営企画推進統括役
取締役	中川昭人	経理部長
取締役	梅澤恒治	マット事業部部長、サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド代表取締役
取締役 (監査等委員)	池田明穂	
取締役 (監査等委員)	青柳吉宏	青柳吉宏税理士事務所代表
取締役 (監査等委員)	児玉実史	弁護士法人北浜法律事務所代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏および取締役（監査等委員）児玉実史氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）池田明德氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）児玉実史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、サハキット ウィンサーン カンパニー リミテッドに対し、製品の売買等の取引関係があります。

(2) 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の金額(千円) 固定報酬	対象となる役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	34,614	34,614	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	7,011	7,011	1
社外役員	7,200	7,200	2

(注) 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名が存在していることによるものであります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社での主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	青柳吉宏	青柳吉宏税理士事務所 代表	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	児玉実史	弁護士法人 北浜法律事務所 代表社員	当期開催の取締役会19回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
2. 取締役（監査等委員）児玉実史氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がなかったときは、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17,400千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,400千円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の監査時間および報酬の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。
- ② 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役および使用人はこれに従うものとする。
- ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、災害、品質および輸出入管理等に係るリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、人事評価・報酬制度を整備する。
- ⑤ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社グループ会社との情報の交換、人事の交流を含め当社および当社グループ会社との連携体制を確立し、当社の監査等委員および当社グループ会社の監査役との連絡を密にし、当社によるグループ会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立するため、関係会社管理規程を整備する。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき当該使用人に関する体制
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。また、内部監査室、総務部門、経理部門が補助する。

- ⑦ 前号の使用人の業務執行取締役からの独立性の確保に関する体制
前号の使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
- ⑧ 業務執行取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制
業務執行取締役および使用人は、監査等委員に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して業務執行取締役が決定した内容、内部監査室が行う内部監査の結果、業務執行取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。
また、当社および当社グループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価および報告に関し、適切な運営を図る。

6. 内部統制システムの運用状況

- ① 内部統制システム全般
当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンス規程の制定、企業・従業員行動指針の策定等により、当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
また、当社および当社グループ会社は内部通報システム規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役（監査等委員を含む）および各部署責任者を含む執行役員会を毎月開催し、各部門および子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。その中で、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、執行役員会内において、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人および内部監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況およびその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局および顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,945,200	流動負債	853,983
現金及び預金	601,149	支払手形及び買掛金	391,403
受取手形及び売掛金	629,182	短期借入金	30,000
たな卸資産	683,272	1年内償還予定の社債	160,000
その他	32,107	1年内返済予定の長期借入金	133,504
貸倒引当金	△511	未払法人税等	4,499
固定資産	1,837,993	賞与引当金	14,800
有形固定資産	1,149,486	その他	119,775
建物及び構築物	251,759	固定負債	763,667
機械装置及び運搬具	47,409	社 債	190,000
土地	791,941	長期借入金	341,920
リース資産	18,758	リース債務	24,623
建設仮勘定	1,636	繰延税金負債	49,557
その他	37,980	退職給付に係る負債	155,067
無形固定資産	12,587	長期預り保証金	2,500
ソフトウェア	4,222	負債合計	1,617,651
その他	8,365	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	675,919	株主資本	1,307,245
投資有価証券	604,724	資本金	100,000
繰延税金資産	44,955	資本剰余金	564,343
その他	99,728	利益剰余金	648,226
貸倒引当金	△73,488	自己株式	△5,324
資産合計	3,783,194	その他の包括利益累計額	43,226
		その他有価証券評価差額金	△35,047
		為替換算調整勘定	78,273
		非支配株主持分	815,071
		純資産合計	2,165,543
		負債・純資産合計	3,783,194

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,856,469
売上原価		3,106,813
売上総利益		749,655
販売費及び一般管理費		723,812
営業利益		25,843
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,976	
為替差益	14,014	
雑収入	1,780	24,771
営業外費用		
支払利息	9,264	
社債発行費	2,289	
雑損失	6,763	18,317
経常利益		32,297
特別利益		
固定資産売却益	3,022	3,022
特別損失		
投資有価証券評価損	5,508	
賃貸借契約解約損	8,931	14,440
税金等調整前当期純利益		20,879
法人税、住民税及び事業税	15,531	
法人税等調整額	2,315	17,847
当期純利益		3,032
非支配株主に帰属する当期純利益		2,104
親会社株主に帰属する当期純利益		928

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	564,343	658,298	△5,310	1,317,330
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,999		△10,999
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			928		928
自 己 株 式 の 取 得				△13	△13
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			△10,071	△13	△10,084
当 期 末 残 高	100,000	564,343	648,226	△5,324	1,307,245

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△36,837	87,397	50,560	826,013	2,193,904
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△10,999
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					928
自 己 株 式 の 取 得					△13
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,789	△9,123	△7,333	△10,942	△18,276
当 期 変 動 額 合 計	1,789	△9,123	△7,333	△10,942	△28,361
当 期 末 残 高	△35,047	78,273	43,226	815,071	2,165,543

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,070,693	流動負債	739,629
現金及び預金	406,327	支払手形	191,512
受取手形	30,532	買掛金	115,787
売掛金	424,785	短期借入金	30,000
商品及び製品	151,478	1年内償還予定の社債	160,000
仕掛品	10,271	1年内返済予定の長期借入金	133,504
原材料及び貯蔵品	26,725	未払金	56,526
未収入金	13,727	未払費用	27,461
その他	6,844	未払法人税等	1,210
固定資産	966,620	賞与引当金	14,800
有形固定資産	728,509	その他の	8,826
建物	203,023	固定負債	580,219
構築物	17,480	社債	190,000
機械装置	18,233	長期借入金	341,920
車両運搬具	0	リース債	24,623
工具器具備品	6,113	退職給付引当金	21,176
土地	464,898	長期預り保証金	2,500
リース資産	18,758	負債合計	1,319,848
無形固定資産	3,695	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,377	株主資本	752,511
その他	2,317	資本金	100,000
投資その他の資産	234,415	資本剰余金	564,343
投資有価証券	116,823	その他資本剰余金	564,343
関係会社株式	72,093	利益剰余金	93,492
差入保証金	19,850	利益準備金	2,933
繰延税金資産	20,902	その他利益剰余金	90,559
その他	78,234	繰越利益剰余金	90,559
貸倒引当金	△73,488	自己株式	△5,324
資産合計	2,037,313	評価・換算差額等	△35,047
		その他有価証券評価差額金	△35,047
		純資産合計	717,464
		負債・純資産合計	2,037,313

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,438,035
売 上 原 価		1,863,713
売 上 総 利 益		574,322
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		539,392
営 業 利 益		34,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,044	
為 替 差 益	1,405	
雑 収 入	273	7,724
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,618	
社 債 利 息	1,637	
社 債 発 行 費	2,289	
受 取 手 形 売 却 損	364	
雑 損 失	6,399	18,309
経 常 利 益		24,345
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,022	3,022
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,508	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	8,931	14,440
税 引 前 当 期 純 利 益		12,927
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,880	
法 人 税 等 調 整 額	2,700	11,580
当 期 純 利 益		1,346

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	100,000	564,343	564,343	1,833	101,312
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△10,999
利 益 準 備 金 の 積 立				1,099	△1,099
当 期 純 利 益					1,346
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,099	△10,753
当 期 末 残 高	100,000	564,343	564,343	2,933	90,559

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	103,146	△5,310	762,178	△36,837	△36,837	725,341
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△10,999		△10,999			△10,999
利 益 準 備 金 の 積 立	—		—			—
当 期 純 利 益	1,346		1,346			1,346
自己株式の取得		△13	△13			△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				1,789	1,789	1,789
当 期 変 動 額 合 計	△9,653	△13	△9,666	1,789	1,789	△7,876
当 期 末 残 高	93,492	△5,324	752,511	△35,047	△35,047	717,464

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 真鍋 慎一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製麻株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 西井博生 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 真鍋慎一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

日本製麻株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 池田明穂 ㊞

監査等委員 青柳吉宏 ㊞

監査等委員 児玉実史 ㊞

(注) 監査等委員青柳吉宏及び児玉実史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本とし、配当性向の維持・向上ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を勘案して決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金2円
配当総額 7,332,900円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	なか もと こう た ろ う 中 本 広太郎 (1970年3月18日生)	1992年4月 当社入社 1994年3月 中本商事(株)取締役 2000年6月 当社監査役 2002年6月 当社代表取締役社長(現在に至る) (重要な兼職の状況) サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド 取締役	65,950株
2	あみ もと けん じ 網 本 健 二 (1949年10月19日生)	1973年4月 当社入社 1998年6月 当社監査役 2002年6月 当社取締役 2002年7月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2009年7月 当社取締役副社長経営企画推進統括役 2016年6月 当社取締役会長経営企画推進統括役(現在に至る)	18,500株
3	なか がわ あき と 中 川 昭 人 (1960年9月16日生)	1990年5月 当社入社 2009年6月 当社経理部次長 2013年6月 当社取締役経理部長(現在に至る)	4,400株
4	うめ ざわ つね はる 梅 澤 恒 治 (1953年2月21日生)	1975年4月 当社入社 1999年11月 サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドへ出向 2004年1月 同社取締役 2005年11月 同社常務取締役 2014年4月 同社代表取締役、当社マット事業部部长(現在に至る) 2014年6月 当社取締役(現在に至る)	16,800株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	いけ だ あき ほ 池田明穂 (1950年9月13日生)	1985年9月 当社入社 2003年10月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2013年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	5,400株
2	あお やぎ よし ひろ 青柳吉宏 (1961年1月14日生)	1993年4月 税理士登録 1999年2月 青柳吉宏税理士事務所開業 (現在に至る) 2004年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 青柳吉宏税理士事務所 代表	0株
3	こ だま まさ ふみ 児玉実史 (1966年6月5日生)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 北浜法律事務所入所 1999年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員(現在に至る) 2007年8月 当社仮監査役 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青柳吉宏、児玉実史の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 青柳吉宏氏につきましては、経営に関与したことはありませんが税理士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
- (2) 児玉実史氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。
- また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 青柳吉宏、児玉実史両氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、青柳吉宏氏および児玉実史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または会社法第425条第1項に定める最低賠償責任限度額のいずれか高い額としており、両氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

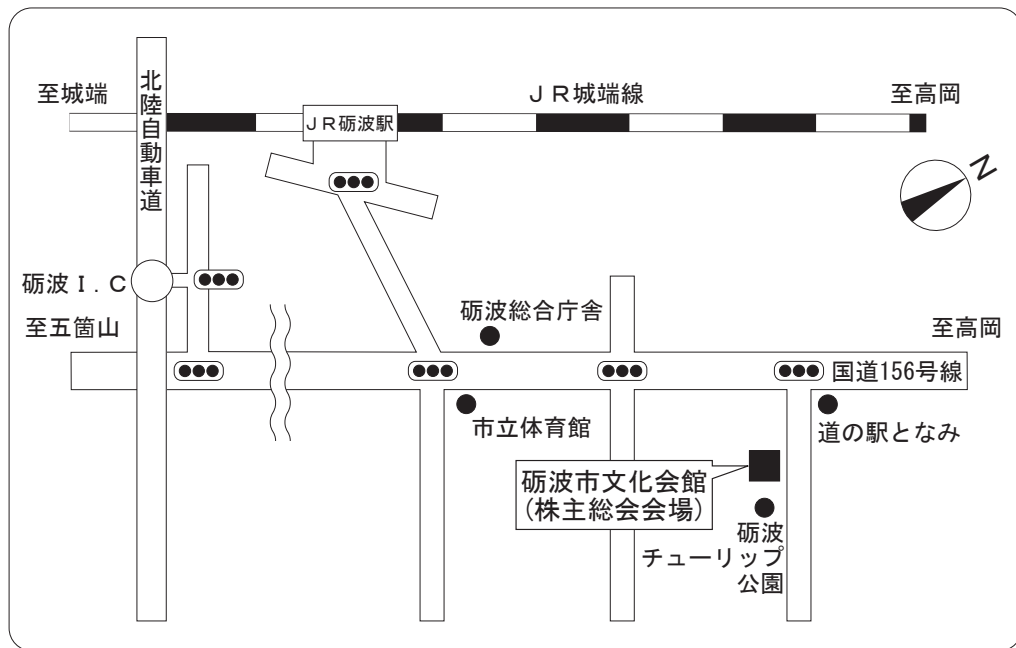
MEMO

株主総会会場ご案内略図

〒939-1382 富山県砺波市花園町1番32号

砺波市文化会館 多目的ホール

電話番号 (0763) 33-5515



- 北陸自動車道「砺波I.C」より車で約5分
- 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
- JR北陸本線「高岡駅」下車、車で約30分
- JR北陸新幹線「新高岡駅」でJR城端線に乗り換え
砺波駅より車で約5分、徒歩約15分